

第2回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会

1 日 時

平成29年10月13日（金） 午後6時30分から午後8時30分

2 場 所

市役所南館3階 防災会議室

3 出席者

会 長 福 田 公 教

副 会 長 井 元 真 澄

委 員 今 井 美 紀

委 員 檜 本 佳 子

委 員 大 黒 好 栄

委 員 原 田 茂 樹

委 員 梶 武

委 員 三 角 智 昭

委 員 城 谷 星

4 欠席者

なし

5 事務局職員

市 長 福 岡 洋 一

副 市 長 河 井 豊

こども育成部長 佐 藤 房 子

こども育成部次長兼保育幼稚園総務課長 西 川 恵 三

学童保育課長 幸 地 志 保

保育幼稚園事業課長 村 上 友 章

学童保育課課長代理兼学童保育係長 九 鬼 里 恵

保育幼稚園事業課課長代理兼給付係長 大 石 裕 之

保育幼稚園総務課課長代理 中 路 洋 平

学童保育課保育指導主事 杉 本 政 久

学童保育課管理係長 三 好 正 祐

保育幼稚園事業課認定係長 西 田 匡 志

保育幼稚園総務課管理係長 北 川 賢 一

保育幼稚園総務課管理係 西 川 康 一

6 案件

- (1) 学童保育室利用料（案）について
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化（案）について
- (3) その他

7 発言要旨

(西川次長) 定刻になりましたので、ただいまから、第2回茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等審議会を開会させていただきます。

なお、前回の審議会において、本審議会は、原則、公開とすることに決定していただきましたので、傍聴希望者については、順時入室していただきます。

それでは、審議会の開会に当たりまして、茨木市長福岡洋一からご挨拶を申し上げます。

(福岡市長) 改めまして、皆さんこんばんは。

まずもちまして、第1回等も含めまして、皆さんにおかれましては委員を引き受けてくださいます、まことにありがとうございます。そしてまた今回は第2回目ということで、ご参集くださいます、ありがとうございます。

前回の審議会におきまして、本審議会の設置目的あるいは今回審議いただきます特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに学童保育室利用料の制度・仕組みや課題等について、ご説明をさせていただきました。本日は、改めまして、本市の見直しの案を皆さんに諮問させていただきたいというふうに考えております。

今回、案には結構具体的なところまで含まれておりますけども、ただ皆さんに諮問するということですので、案に一切の拘束力はございませんので、忌憚なきご審議をいただければというふうに考えております。そしてまた、この案におきましては、できる限り政策的な判断というよりは、理屈を積み重ねた上での案というふうなふうに私自身は理解しておりますので、皆さんにおかれましては本当にそれぞれのお立場からご自由にご審議をいただけたらというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日も夜で大変な時間かもしれませんが、少し長時間になりますけど

も、どうぞよろしくお願いいいたします。

(西川次長) 次に、本日の委員の出席状況についてご報告申し上げます。

今日は、委員総数9名全員のご出席をいただいております。よって、当審議会規則第6条第2項の規定により、会議は成立いたしております。

それでは、福田会長、審議の進行をよろしくお願いいいたします。

(福田会長) こんばんは。

それでは、会議の次第に沿いまして、議事を進めさせていただきます。

前回の審議会におきまして、事務局から「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに学童保育事業の制度・仕組み及び課題等について」、説明を受けました。

今日は福岡市長から、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額並びに学童保育室利用料」について諮問を受け、審議に移りたいと思います。

それでは、市長、よろしくお願いいいたします。

(福岡市長) 茨木市特定教育・保育施設利用者負担額等について(諮問)、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化(案)及び学童保育室利用料(案)」について、貴審議会に諮問いたします。どうぞよろしくお願いいいたします。

(福田会長) ありがとうございます。

なお、市長におかれましては、公務のため、ここで退席されるとお伺いしております。どうもありがとうございます。

(福岡市長) 皆さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

(福田会長) それでは、ただいま、福岡市長から諮問のありました「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化(案)及び学童保育室利用料(案)」につきまして、当審議会において審議をすることといたします。

事務局、諮問に関する資料の配付をお願いいたします。

【委員に資料を配布】

(福田会長) ありがとうございます。

それでは、諮問を受けました内容につきまして、趣旨説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(河井副市長) 副市長河井でございます。よろしくお願いいいたします。

趣旨説明をさせていただきます。

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度におけます、特定教育・

保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担につきましては、それまでの保育所保育料負担の考え方が踏襲され、幼稚園、認定こども園や小規模保育事業についても採用されることになり、また学童保育室利用料につきましても、これまでの考え方を踏まえ、改めて利用者負担の考え方が示されました。

本市の保育所の利用者負担につきましては、平成 21 年度の保育所保育料に関する懇談会の答申を踏まえ、条例において、国徴収基準額の 75%と定めておりましたので、新制度におきましても引き続き採用することとし、幼稚園等についても同様の取り扱いといたしました。

しかしながら、実際の利用者負担の割合が国徴収基準額の 70%程度となっており、適正な保護者の負担割合としている平均 75%と乖離しておりますので、これを是正させていただき、適正化を図りたいとの考えから、諮問をさせていただくものでございます。

また、学童保育事業につきましては、新制度において、設備及び運営の基準が示されましたので、まずは基準に沿った環境整備に努めることといたしまして、平成 27 年度から取り組んでまいりました。平成 29 年度中をもちまして、おおむねこの環境整備の目途が立ちましたことから、利用料について見直しを行いたいと考えましたので、諮問させていただくものでございます。

見直し内容につきましては、国の考え方をベースに、現状の事業費に対する利用者負担の割合や他市の利用料を考慮し、市としての考え方をお示ししたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当課から説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(福田会長) ありがとうございます。

諮問の趣旨につきましては、ただいま、説明があったとおりというところでございます。

それでは、ここから審議に移りたいというふうに思いますが、今回、諮問内容、大きく案件が 2 つございます。時間も限られているというところもございますので、審議の進行につきましては、時間を区切って進めさせたいというふうに思っておりますけれども、委員の皆さんよろしいでしょうか。

[異議なしの声あり]

(福田会長) はい。ありがとうございます。

それでは、大体 1 つ目の審議を 7 時半から 40 分ぐらいまでの間に

終えて、次の2つ目に入っていくというふうな時間配分で進めていきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、4つ目ですね。審議等でございます。

事務局から、まず1つ目について、説明をお願いいたします。

(三好係長) 学童保育課管理係長の三好でございます。座って説明をさせていただきます。

皆様、本日お配りの資料2をご用意いただけますでしょうか。

それでは、学童保育室利用料(案)についてご説明いたします。

資料2の1ページ目をお開きください。

前回、委員からのご質問の中で、なぜ今回利用料改定を検討するのかとのご質問があり、回答いたしましたが、改めてご説明いたします。

平成26年8月1日に開催されました第7回茨木市こども育成支援会議において、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度に当たって、学童保育事業の利用者負担のあり方については、利用者負担額は総事業費の50%とした国の考え方を基本に本市として見直すこと、見直し後の利用者負担額に、新制度による児童の集団規模の適正化によって増加した経費及び時間延長に伴う経費について反映させること、学童保育室の分割改修に係る経費を利用者負担とすることは望ましくないことから、分割実施後に利用者負担額の見直しを行うこととし、平成27年度については19時までの時間延長分のみ改正を行うこととしまして、それに従って、平成27年度から延長利用料の引き上げを実施し、平成26年度から28年度の3カ年計画で、順次分割改修を実施いたしました。

前回申し上げましたとおり、当初見込みより児童数が大幅にふえたため、今年度分割改修を実施する学童保育室もございますが、当初予定しておりました分割改修は終了いたしましたため、今年度、利用料の改定を検討するものでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

こちらは、分割改修のイメージ図でございます。左の図が分割前で、広いプレハブで空間を仕切らずに学童保育を実施している様子でございます。四角に「任」、任せると書いてありますのが任期付短時間勤務職員の指導員、また、三角に「加」、加えるという字で書いてありますのが臨時職員であります加配指導員、小さい丸が児童をあらわしております。

平成26年度以前は、最大70人まででしたので、およそ70人の児

童に対し、任期付指導員 2 名、加配指導員 2 名といった形で実施しておりました。

右が分割後で、パーティションでプレハブを分割し、2 クラスとしております。各クラスに 40 人の児童、そこに任期付指導員を 2 名ずつ配置しているイメージ図でございます。実際は、要支援の児童数等により、加配指導員を配置しているクラスもございます。

分割によるメリットといたしましては、指導員や保護者の方からお聞きをしますのは、空間が限られ、児童数も減ったことにより、児童全員により一層目が行き届くようになった。同様に、要支援児に対し、より一層配慮が行き届くようになった。これまで大きい部屋だったところが区切られたことにより、例えば 1 室では 6 時間授業を終えて帰ってきた 3 年生が宿題、もう 1 室では 5 時間授業で既に宿題を終えている 1 年生・2 年生が遊ぶなど、活動を分けられるようになった。大人数のときはどうしてもコミュニケーション不足になりがちであったおとなしい児童等に対し、人数が限られたことで全員とコミュニケーションをとれるようになった。また、部屋が区切られることにより、声を張り上げなくても聞こえるようになったといったご意見を頂戴しております。仲のいい子と違うクラスになったというような声もございますが、どの学童保育室も曜日によって全体遊びなどを設けたりしておりますので、特に分割によるデメリット等は聞いておりません。

続きまして、3 ページをお開きください。

前回ご説明いたしましたとおり、現在の茨木市の学童保育室利用料につきましては、基本利用料の部分で、月曜日から金曜日の利用で月 5,000 円、月曜日から土曜日の利用で月 6,000 円となっておりますが、府内の市町村がどのような状況になっているのかを示したグラフでございます。

月曜日から金曜日の月額 5,000 円で見ますと、各クラブで利用料金を設定している大阪市を除いた府内 42 市町村中、茨木市は 30 番目の額となっており、月曜日から土曜日の月額 6,000 円で見ますと、府内 42 市町村中 21 番目の額となっております。

なお、参考といたしまして、10 ページ及び 11 ページに、府内 42 市町村の基本利用料や延長利用料等の一覧を添付しておりますので、ご参考にしていただければと思います。

戻りまして、4 ページをお開き願います。

こちらは、北摂 7 市 3 町の基本状況の比較表でございます。上か

ら2段目、利用料の基本月額につきましては、本市は安いほうから3番目の額となっております。

表の下に書いておりますとおり、児童1人当たりの事業費は10市町中2番目となっております。これにつきましては、幾つかの要因が考えられますが、例を挙げますと、ほかでは実施の少ない土曜日の延長保育を実施していること。また、支援の単位当たりの児童数が40人を下回っており、指導員1人当たりの児童数が少ないこと。ほかでは利用料のほかに教材費等を別途徴収しているところがあるが、茨木市では利用料以外の徴収はないことなどが考えられます。

また、表の一番下の段に書いておりますとおり、放課後児童支援員の任用形態につきましては、ほかでは非常勤嘱託員で実施しているところがほとんどでございますが、茨木市においては、正規職員であります任期付短時間勤務職員として採用しており、安定した学童保育室運営に寄与しております。

これらのことから、総事業費に占める利用者負担割合、平成28年度において茨木市は25.9%でございますが、この数字は10市町中7番目という数字になっており、30%台が3団体、40%台が2団体ある中で、この点からも利用者負担についての見直しが必要であると考えております。

続きまして、5ページをお開きください。

上段の表につきましては、平成25年度から29年度までの入室者数及び支援の単位数の実績及び平成30年度以降の見込みでございます。

平成26年度から今年度にかけて、毎年およそ200人ずつ入室児童数が増加しております。次年度以降この伸びは緩やかにはなりますが、今後も児童数は増加していくと見込んでおります。それに合わせまして、今の支援の単位ではおおむね40人を超えてしまうところが出てまいりますので、支援の単位数もふえる見込みでございます。

下段のグラフにつきましては、これら児童数及び支援の単位数の見込みに基づく、総事業費及び利用料歳入の見込みをあらわしたものでございます。

前回、ご説明いたしましたとおり、新制度が導入されました平成27年度から総事業費、緑色の部分は増大しておりますが、入室児童数の増加や延長利用料の増額により、利用料歳入、赤色の部分も増加しております。総事業費に占める利用料歳入の割合、折れ線グ

ラフですけれども、こちらにつきましても4分の1程度で大きく推移はしておりません。今後も児童数、支援の単位数とも増加する見込みであることから、総事業費は今後も増加を続け、平成28年度の5億653万円が、平成32年度には7億円を超える見込みとなっております。

一方、入室児童数の増加により、利用料歳入も増加見込みとなりますが、総事業費のうち、指導員の人件費等につきましては、入室児童数ではなく、支援の単位数の影響を受けますため、総事業費に占める利用料歳入の割合は、今後減少傾向になると見込んでおります。

このことから安定した学童保育事業の提供を今後継続していくためには、利用者負担についての見直しが必要であると考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

利用料設定の考え方についてでございますが、総事業費の2分の1を利用者負担とするということで、国はどの程度の金額を事業費として見込んでいるのか、この目安となりますのが、子ども・子育て支援交付金の基準額でございます。

国の子ども・子育て支援交付金の基準額につきましては、年間事業費の2分の1となるように算出しておりますことから、交付金の基準額がイコール利用者が負担すべき額と考えることができます。そこで、茨木市の開室日数、ここでは年間294日といたします、及び茨木市の開室時間で、仮に40人の支援の単位とした場合、どの程度の基準額となるのかが真ん中あたりの表でございます。

まず、40人の支援の単位に対しての基本額が430万6,000円、開所日数加算額というのが、250日を超える部分に対し1日1万7,000円ございますので、294引く250で44日、掛ける1万7,000円で74万8,000円、また、長時間開所加算額といたしますが、長期休暇等の日に8時間を超えて開所している部分に対し、1時間17万円ございますので、茨木市は8時15分から19時の10.75時間開室しておりますので、引く8時間で2.75時間、これに17万円を掛けまして、46万7,500円、この3つを合計いたしました552万1,500円というのが年間の補助基準額、つまり1年間の事業費の2分の1の額という計算になります。

これを12カ月で割りまして、さらに40人で割りますと1万1,503円、こちらが国が考えます茨木市で40人の支援の単位で運営

した場合の1カ月の利用者負担額となります。

続きまして、7ページをお開きください。

現在、本市の利用料は、生活保護世帯、市民税非課税世帯、市民税均等割のみ課税世帯、及び市民税所得割課税世帯の4階層に区分し、利用料を定めております。

その中で、最も高い市民税所得割課税世帯を例に申し上げますと、基本利用料が月曜日から金曜日の利用で月5,000円、月曜日から土曜日の利用で月6,000円となっております。延長を利用される場合は、追加で月曜日から金曜日で3,000円、月曜日から土曜日で3,600円となっております。

延長利用料につきましては、平成27年度に改定しておりますので、今回、基本利用料の部分を幾らにしたら幾らの歳入が見込まれて、総事業費に占める割合がどの程度になるのか、平成28年度の総事業費、入室児童数をベースに試算したものがこちら7ページの表でございます。

左から4列目の「H28入室児童数」の欄が、平成28年5月1日時点のどの区分に何人が該当するのかというもので、最初の「生活保護又は市民税非課税世帯」に属するのが、月曜日から金曜日の登録で125人、月曜日から土曜日で124人、その2つ右の欄が、現在の利用料ですが、この区分は0円となっております。同様に、その下の段の「市民税均等割のみ課税世帯」が、月曜日から金曜日登録で14人、月額2,500円、月曜日から土曜日で14人、月額3,000円、「市民税所得割課税世帯」、その下の段です。が、月曜日から金曜日登録で1,377人、月額5,000円、月曜日から土曜日で424人、月額6,000円となっており、合計が2,078人となっております。

その下の段、延長利用料につきましては、生活保護世帯以外の3区分同額で、月曜日から金曜日の利用で3,000円、月曜日から土曜日で3,600円となっており、人数はそれぞれ448人、201人となっております。

なお、表の下に米印で記載のとおり、現在の額及び案に記載の額につきましては、1人目の額でございまして、きょうだい等で2人目以上の方につきましては、それぞれの曜日の額の半額として計算をしております。

この区分、人数に基づきまして、平成28年4月から29年3月までの利用料歳入の合計が1億3,127万7,000円で、右上に示しております平成28年度総事業費5億652万5,795円に対する割合が

25.9%となっております。

現在の額から右に進んで、順に案A-1、2、3、4、5とし、月曜日から金曜日の最高額 5,000 円を 1,000 円ずつ増額して試算しております。

月曜日から土曜日の最高額につきましては、その 1.2 倍、均等割のみ課税世帯につきましては、それぞれの曜日の半額とし、平成 28 年度の児童数及び総事業費に基づいた歳入見込み及び総事業費に占める割合を一番下の 2 段に示しております。1,000 円増額するごとに、おおむね 2,000 万円強の歳入増が見込まれ、利用者負担割合につきましては、4 ポイント程度増加していきます。

一番右の列に参考といたしまして、利用者負担割合が 50%になるには、どの程度の利用料とする必要があるのかを示しており、現在の 5,000 円を 1 万 700 円といたしますと 50.0%となる計算になっております。

続きまして、8 ページをお開きください。

こちらも 7 ページと同様に、利用料を 1,000 円ずつ増額した場合の案を示しておりますが、違う点は階層区分をより細かく分けているところがございます。

左の世帯区分の欄をご覧ください。

保育所等利用者負担額徴収基準額表、つまりは保育所・園の利用料の区分 A から F 5、10 区分に分かれておりますが、これをもとに現在の 4 区分を 6 区分に分けております。

現在の区分と比較いたしますと、A の生活保護世帯、B の市民税非課税世帯につきましては同じでございますが、均等割のみ課税世帯、所得割課税世帯の部分が、市民税所得割課税額が 4 万 8,600 円未満、C の世帯、また 4 万 8,600 円以上 5 万 7,700 円未満の世帯、D、5 万 7,700 円以上 9 万 7,000 円未満の世帯、E 及び F 1 ですね。それと 9 万 7,000 円以上、F 2 から F 5 の世帯の 4 区分に分かれております。

区分を細かくするメリットといたしましては、所得に応じて利用料の増額幅を抑えることができる点でございます。

各案の金額につきましては、月曜日から金曜日の金額でございます。その下の括弧書きの金額が、月曜日から土曜日利用の場合の金額としております。区分 A 生活保護世帯、B 市民税非課税世帯につきましては 0 円で据え置き、区分 C の市民税所得割課税額 4 万 8,600 円未満の世帯につきましては 5,000 円で据え置きまして、F 2

からF 5、最高額になります世帯の市民税所得割課税額9万7,000円以上の世帯につきまして1,000円ずつ増額をしまして、その間のE及びF 1の区分、Dの区分について最高額から1,000円または500円の差を設けて案を設定しておりますが、案Aと同様に1,000円増額するごとに、おおむね2,000万円強の歳入増が見込まれ、利用者負担割合は4ポイント程度増加します。

右から2番目の列の参考といたしまして、現在の5,000円を1万780円といたしますと、50.0%の利用者負担割合になります。

9ページをお開きください。

ただいま、ご覧いただきましたように、総事業費の2分の1を利用者負担で賄うためには、現在の月額5,000円を案Aの区分で1万700円、案Bの区分で1万780円と現在の倍以上に増額する必要があります。6ページでお示ししました国の交付金基準額での算定でも1万1,500円程度となったとおり、利用者負担を適正に求めるのであれば妥当な金額であるということはいえますけれども、現在の利用料の倍以上の額となります。

そこで、利用者負担のうち25%につきましては、保育所等利用者負担額と同様に、茨木市が負担すると考えますと、1万700円掛ける75%で8,025円、1万780円掛ける75%で8,085円と、どちらもおよそ8,000円となることから、月曜日から金曜日の基本利用料8,000円とし、所得に応じて負担増を抑えるために現階層区分よりも細かい、8ページでご説明いたしました案B-3を茨木市として本審議会に提案いたします。

以上で、学童保育室利用料案についての説明を終わります。

(福田会長) どうもありがとうございました。

それでは、質疑応答に移りたいと思います。ただいまの説明につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に質問等ないということでしたら、これから審議のほうに移らせていただきたいと思います。

これまでの事務局説明を踏まえまして、審議にいきたいということなんですけれども、いかがでしょうか。

具体的には、市としては案B-3ですかね。こちらの案でということになりますけれども、そのプロセスも含めてご審議いただきたいというふうに思います。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

原田委員、どうぞ。

(原田委員) 個人的な流れなんですけども、この審議会では最終的にどのタイミングで結論が出て、どのように利用者に周知されて、いつからこれがという、そこら辺はどういう流れになるんでしょうか。

それともう一つは、各市比較でいくと、北摂ではこれで、4ページのこれを見たらいいんですかね。比較的には、4ページの資料になるんですかね。現状のということですかね。それでいくと北摂では最高額になるという案ということでもいいんですか。確認なんですけど、そういうことで踏まえて提案ということで。

(福田会長) はい。ありがとうございます。2点ございました。

1つ目、今後のスケジュール、それから2点目が、最終案としては、北摂7市3町の中では最高額になるという提案なのかという確認でございます。

事務局、よろしくお願いいたします。

(西川次長) まず、今後のスケジュールというところでございますけれども、後ほど説明させていただく予定でしたが、資料1にスケジュールを付けさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいたいんですが、本日は2の第2回目の審議会をお願いしているところでございます。

今後につきましては、審議会を3回お願いしたいと考えており、その中でご意見いただきまして、最終的に5回目、まだ日程は決まっておられませんけれども、今年の12月中旬から来年1月中旬に第5回目の審議会を開催していただいて、ご審議いただいた内容について、答申をいただきたいと考えております。その後、答申を受けまして、市の中で検討いたしまして、利用者負担額等を見直すということになりましたら、3月議会において改正案等について提案させていただいて、それが可決をされましたら、見直すという形になります。実施時期等についても、答申を受けて検討していくことになると考えておるところです。

(原田委員) 新年度からと決まったわけではない。

(西川次長) はい。今は、決まっておられません。以上です。

(福田会長) はい。事務局ありがとうございます。

1つ目、今後のスケジュールですね。今年度中に検討して、答申を出した後、実際施行していくのがいつになるかについては、審議の過程も踏まえて決定していくということだと理解しましたが、よろしいでしょうか。

(西川次長) はい。

(福田会長) はい。ありがとうございます。

2点目ですね。よろしくお願ひします。この提案については、7市3町の中で最高額になるということになるのかという確認でございますけれども、事務局、よろしくお願ひいたします。

(幸地課長) はい。最高額 8,000 円という額でご提案させていただいておりました、10 ページの表をご覧くださいなんですけれども、北摂7市3町の中で、月曜から金曜は島本町も 8,000 円ということでございますが、茨木市は月曜から土曜が 9,600 円となりますので、北摂の中では1番上になってしまいます。

(福田会長) はい。ありがとうございます。

予定では、最高額になるだろうというところでございます。

はい。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

(樫本委員) 樫本と申します。前回、欠席して申しわけありませんでした。ちょっと私も聞けてないので、もしかしたら質問がダブったりするかもしれませんけど、お許してください。

案B-3のところなんですけども、一応 8,000 円ということで、その対象になるのは収入の少ない人はちょっとふやさなくて、収入が多い人たちをふやしていこうというところもあると思うのと、国の基準と合わせてだと思ふんですけど、私、ちょっとわかりにくくて、F1とかF2とかF3、F4、F5の世帯区分というのは、どれぐらいの年間の収入、課税、源泉なんかがあるぐらいの方なのかというのをちょっと教えていただけたらと思います。ちょっとイメージがわからないので。

(福田会長) ありがとうございます。済みません。各階層区分ですね。大体どれぐらいの年収なのかというご質問かと思ふんですけども、事務局いかがでしょうか。

(三好係長) まず、一番最高になりますF2以上でいいますと、もちろん世帯の状況で変わるんですけども、大体年間 550 万円を越えてくるぐらいあたりから該当するというふうに考えております。その下のE、5万7,700円以上という形になりますと、大体 450 万円、460 万円程度ぐらいからかなということで見込んでおります。

(福田会長) はい。ありがとうございます。確認しますけど、Eのところが大體 450,460 万ぐらいかなと。それからF2が 550 万ぐらいだというご回答でした。

ほか、いかがでしょうか。

(西川次長) 今のご質問の階層区分の補足なんですけれども、国から資料が出ておまして、それを申し上げさせていただきたいと思いますが、基本的な世帯としてお父さんお母さん、お子さん2人という設定であったと思うんですが、各区分の年収例として、示されているものを申し上げたいと思います。まず一番上のBの非課税世帯については約260万円まで、次のCの4万8,600円未満については、約330万円まで、次のDの4万8,600円以上、5万7,000円未満については、約360万円までとなっております。次のEのひとり親の場合は約360万円、一般世帯は約470万円までとなります。次にF1ですけれども、約470万まで、F2が約640万まで、F3が約930万まで、F4が約1,130万まで、F5が約1,130万以上というふうに示されております。以上です。

(福田会長) はい。事務局、詳細ありがとうございました。

はい。榎本さん。

(榎本委員) 2人合わせての合算ですよ。世帯ですので、もちろんね。そしたら、例えば母子とか1人親家庭への配慮というのは、この収入がある限りは特にはないという感じですよ。

(幸地課長) 学童保育室利用料については、それでご提案させていただいております。

(榎本委員) はい。ありがとうございます。

(福田会長) はい。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

井元委員どうぞ。

(井元副会長) 4ページの北摂の各市町比較のところ、支援員の任用形態のところなんですけれども、本市と豊中市につきましても、任期付短時間勤務職員ということであって、他市は非常勤嘱託員というのが多くなっております。これもやはり任期付の職員のほうが給与が高くて、しかも専門性が高いというふうに見てよろしいのでしょうか。ですから、その分の人件費が、ほかの市よりは高いんだというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

(福田会長) はい、ありがとうございます。4ページですね。放課後児童支援員の任用形態についてご質問ございました。事務局、お願いします。

(幸地課長) 新制度が始まりまして、学童保育指導員、放課後児童支援員という名前ですけれども、こちらにつきましても資格が問われるようになりました。ですので、専門性という点では、ちょっと比較の仕

方は難しいのかなと思うんですけども、以前から学童保育に携わる職員というのが、もともとは非常勤嘱託員で始まっております。ただ、やっぱり雇用の安定性とかってということで考えますと、非常勤嘱託員については1年単位の雇用、臨時職員については半年単位というようなことがございまして、現在はこの任期付短時間勤務職員は3年雇用ということでしておりますので、そちらの面では安定雇用が図られていると考えております。

また、正規の職員、公正な採用試験に合格した正規の職員であるということから、資質の向上という意味では、図られていると考えておりますし、正規の職員でありますことから研修の機会もふやしておりますし、スキルアップについてもそれにつながっているかなと考えております。あと、休暇とか手当の関係が正規職員ですと付与されておりますので、労働条件としては改善されているかと考えております。

(城谷委員) ちょっと関連の質問で、そういったそういう考えからしましたら、その2ページの「任」と「加」と書いてある加配としているのがありますね。それも同じように、やっぱり任用形態というのか、それは違ってくるということですか。

(幸地課長) 加配というのは臨時職員になりますので、こちらについては資格は問われておりません。茨木市、分割後の任期付指導員、「任」と書かれて4人、2つのクラスにいるんですけども、これも国が出しています基準ですと、資格を持った1人と補助員という資格のない職員でも40人を見ることができるといふふうにはなっているんですけど、現在、茨木市は任期付指導員を配置ということですので、その点で言いますと、加配臨時職員さんよりも、やはり給与という意味では。

(城谷委員) 上がるということですね。

(幸地課長) そうですね。

(福田会長) はい、ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。今井委員、どうぞ。

(今井委員) 質問です。2つあります。

1つ目ですけれども、今回のその総事業費には50%とした国の考え方をというところはわかるんですけども、一般的な質問になりますけれども、ほかの市町村と大分大きく今度ジャンプアップすることになりますけれども、ほかにも、例えばこれを見る限りでは、例えば大体みんな収入は同じように皆さんあって、どこに住んでも

収入は大体同じぐらいだとは思っているので、そういうことからすると、ほかの市町村も、例えば全体の 25 から 30 ぐらいをずっときてましたので、それをほかの市町村も例えばそういうふうに 50%、国の基準にのっつてというのにだんだん見直していこうという動きがありますよと。そういった中で、茨木市もというようなお話なのか、いやいや茨木市としてというところを大きく出していくのか、その全体の流れというのは、例えばほかの市町村に住んでいるお母さんからしてみたら、ちょっと行くだけでも大きく大分違ってくるわけですね。そうすると、同じように収入がある人でも、払う金額っていうのは、どんどんやっぱりふえてってしまうので、そういったところ、全体の流れとしてそういうような位置づけというふうに理解をしていく、そういうような形で促していくようになるのか、それとも、これはあくまでも茨木市としてですというところで、強くいくのかというところが 1 つ目の質問です。

2 つ目は、これが上がるという形になったときに、今でも実際そういう質問が私も学童でお世話になっている娘がいるので、あれなんですけれども、例えば学童保育とはとても特殊であって、というのはどこが特殊かという、利用者側からすると、8月夏休みは、もうまるまる毎日朝から晩までお世話になるわけです。でも、平日になると、普通の平常月、そんなに夏休みとかそういう期間ではないときは、当然その放課後だけです。そうすると、放課後の 2 時間、3 時間ぐらいをお世話になるっていうのと、8月ほぼまるまる 1 カ月間、朝から晩までお世話になるっていうのに当たって、今は全く同じ月額の使用料っていうか、要は利用料ですよ。それについて、そもそもやっぱりどうかなっていう。だから夏休みはラッキーだねっていうような言い方をするお母さんも中にはいらっしゃいます。これだけ見てもらって 5,000 円で済んでるんだしとか、延長入れてもはずむしという言い方もあります。

でも、逆に返すと、例えばその夏休みは置いておいて、例えば普通の平日ですね。そういった普通の月のときに、例えば週に 2 回しか利用しないのに、うちは 5,000 円払ってるんだよねという方も中にはやっぱりいらっしゃるわけで、なので、例えばここで出たのが、島本町とかだと、やっぱり月に何回、月 4 日以内だと幾らとか書いてありましたよね。なので、例えばそういったような利用料の決め方っていうのは、今のところは考えておられないですかね。そういった案ですけれども、そういったような方向性は考えないのかなと

いうところです。

(福田会長) はい、ありがとうございます。大きく分けて2つあったと思いますけれども、まず1つ目は、北摂他市町と比較して一番高くなるということだと思いますと、ほかの動きも知りたいなというところになると思いますけれども、特に今回資料に上がってます7市3町ですね。ここらの検討ぐあいについて、確認されているようなことはございますでしょうか。事務局いかがでしょうか。お願いします。

(三好係長) まず、見直しの検討状況でございますけれども、各市42市町村のうち、26の市町村において一応考え方が示されておりまして、半分以上が本市と同じように利用者負担を50%として計算をするということ聞いております。その中でこういった差が出ることにしましては、ご説明の中で申し上げましたとおり、茨木市につきましては教材費等別途徴収をしておりますけれども、ここに記載の利用料以外に徴収をしたりとか、あとはそういったものを育成会のほうでお金を別途取って教材を買ったりとかしている市町村もあるということ聞いておりますので、そういったところも含めての総事業費、市の中で市町村が負担する総事業費にそれが反映されているところと、されていないところの差っていうのが利用料に出てきている部分があるかと思えます。保護者の方が、総額で負担する割合っていうのが、茨木市でいうと、ここに書いてある表で終わりなんですけれども、他市であると、ほかにもお金をまだ別途払っているところがあるというふうに聞いております。

(今井委員) 済みません。育成会費は、あるところとないところ、いろいろだと思うんですけれども、それは。

(三好係長) それは、この利用料には含まれていません。

茨木はその教材とかについては、もう保護者の方から取りませんということですので、育成会費、例えば市町村によっては月4,000円とか5,000円の育成会費を別途取られているというふうなことも聞いております。

(今井委員) で、茨木の場合は各学童保育室で育成会っていうのが、あるところもあれば実はないところもありますけれども、そうすると、育成会で例えば月に500円というところもあれば、年間で例えば大きな額というか月で2,000円って取ってるようなところも、月で500円っていうところもあったり、年間で1,000円取って、もう本当にまちまちなんですけど、そういったところは、今回はなしにしてというか、そういったところはそこまでは、今のところは。

(三好係長) そうですね。今ご説明したのは、その学童保育事業、本市がお預かりしている時間の中で、育成会の方で取っている費用を、茨木市においては、それを活用していくことはない。育成会の行事、例えばキャンプとか、そういった行事のため、そういう額になっているところあると。他市町村でいうと、そもそも事業の中に、そういった育成会が取っているお金も含まれてくる。例えば、けん玉を育成会で買って、それを学童保育事業の中で使っているとか、そういったものについて、茨木市は教材については茨木市のいただいている予算の中で賄っているというふうに考えております。

(福田会長) はい、続けて、どうぞ。

(幸地課長) 保護者の会の関係なんですけれども、茨木市につきましては、保護者の会は、任意の団体ですので、そこに加入をされなくても学童保育事業として成立するもので考えております。ですので、保護者の会に入っておられない子どもさんが折り紙がないとか、入っている子しか使えないとか、そういうような事業はしておりませんので、全て予算の範囲内で、各学童保育室に予算がありまして、それを使っているということになります。

あと、見直しの関係ですよ。茨木市のみかというようなお話もありましたが、やりますよというような、いつ検討しますというような正式なお答えはいただいてないんですけれども、新制度が導入されまして、国の利用者負担の考え方ということもありますので、どこの市も検討はされているかと考えております。

それから、2つ目の平日は短くって長期休業中は長いけれども、どうなのかなとかというようなことなんですけれども。

(福田会長) ちょっと、まず1点目に絞っていきましようか。

(幸地課長) はい、わかりました。

(福田会長) 済みません。

まず、1つ目は、他市との比較というところでいくと、というところになりますが、まず、検討しているかどうかでいうと、検討しているところもあるらしいというふうな理解でいいですかね。具体的にどこがというのよりも。

(幸地課長) はい、そうですね。ちょっと調査をしております中で、新制度が導入されまして、改正をした市町村がということでいいますと、42市中、8市があります。8市が利用料の改定ということでお聞きをしております。

(福田会長) そういう意味でいいますと、8市の最終的な利用料の額がどの

程度なのかというのがわかると、今回の茨木市の改定額というものがどの程度の見込みになるのかというのがわかりやすいかなというふうな気がいたしております。

それから、この上の北摂各市町が出ておりますので、ここら辺がどうなのかなというところですね。今のここまでの事務局のお話を伺いますと、ここの数字の読み方って、結構難しいなというところがあるかと思えます。つまり、茨木は 5,000 円でやっていますけれども、ほかにかかるものはないんですよということでした。それでみると、ほかは、例えば吹田だったら 3,700 円ですけれども、ここにさらに幾らかかっているとか、親からすると総額何ぼやねんというところ、実質的な負担額がわからないと、なかなかここでの比較検討にならないのかなというところがありますので、できればその実質的な親の負担額が幾らなのかというのわかる表をつくっていただくと、額の検討をするときにいいのかなというふうな気がしております。

それから、他市の検討状況を、もし、おわかりになられるのであれば、どこが具体的に検討しているのか、例えば同じように新制度を迎えて、今が検討時期になっているのか、ほかはまだまだ動きが鈍いのかというところも、我々としては知りたいところかなというふうに思います。

ですので、最初に説明がありました 42 市町のうちで 26 で考え方が出てて、半分ということですので、26 のうちの半分ということですかね。済みません。

(三好係長) はい。

(福田会長) なので、13 の市町では、いわゆる 50 というところを目指して検討中だというふうな理解でよろしいでしょうか。

(三好係長) はい。

(福田会長) ありがとうございます。全体としては、そういうことだというふうな理解でいただきたいというふうに思いますし、あと額については、先ほどいいましたように、単に基本月額だけではない部分でのところも踏まえて、検討していく必要があるのかなというところがあるかと思えます。

それでは、2 点目ですね。8 月と、それ以外みたいな話がありましたけれども、そこらの考え方について、事務局、よろしく願います。

(幸地課長) 本市の学童保育を利用されるに当たっての要件ということがご

ざいまして、現在月間で15日以上勤務、就労されていること、それから、それが3カ月以上続くことという要件がございますので、その考え方からいいますと、長期休業中のみのスポット的な利用ということが不可能になってくるということになってきますので、長期休業中だけ別の利用料というの、私どものほうで検討はしたんですけども、それにつきましては今回、諮問案としては提出させていただかなかったというふうにしております。

大阪府内でも、一部、長期休業中料金というところを設けている市もございますので、お得感というような1日の時間ということであれば、それも考え方としては1つなのかなというふうに思っているんですけども、要件の観点からもそのようにさせていただきました。

(福田会長) はい、ありがとうございます。ということですが、今井委員、よろしいですか。

(今井委員) はい。普通の夏休み以外のところでも、そういった月の利用日数の増減に応じて利用料を変えとかいうような案とかは、今のところは出す予定はないということですね。

(幸地課長) 先ほど委員がおっしゃっていただきました島本町については、延長利用のところの回数なのかなというふうに考えておきまして、出席率としては、本当に週に2、3回という方もいらっしゃるのを把握しているんですけども、今さっき言いました要件というところで、ふだん平日に、放課後に保護者の方がおうちにいらっしゃる児童を対象にという事業でありますので、そこは、ご利用の方法ということでは、欠席もあるのかなと思っているんですけども、そこは今、考えておりません。

(今井委員) じゃあ、今現在も、そういった週1回とか2回ぐらいしか利用されていない方にとっては、率直な意見としては、ちょっと大分痛いというか、厳しい負担になるということになりますね、そうすると。わかりました。ありがとうございます。

(福田会長) はい、ありがとうございます。済みません。今回の改定の基本的な考え方というのは、実際かかっている事業費に対して、受益者負担を求めますよというふうな理解かなというふうに思うんですけども、その場合、なぜその受益者負担を求めるのかというのは、基本的には総事業費が上がっていますよということだと思えます。多分、その総事業費も、月ごとの事業費を見た場合に、8月が高くなるということはないんでしょうか。

はい、どうぞ。

(三好係長) もちろん、おっしゃるように、任期付短時間勤務職員につきましては、これは月額給料で決まっておりますので、任期付短時間勤務職員の部分の必要な事業費というのは変わらないんですけども、加配指導員等につきましては、時給になりますので、勤務時間が長くなりますと、おっしゃるようにかかる事業費も高くなってまいります。また、もちろん光熱費につきましても、1日開けておりますと、その分かかってまいりますので、全体そういう意味でおっしゃると開設時間が長くなる分、事業費が高くなってくる部分というのはもちろんございます。

(福田会長) はい、ありがとうございます。何となくそのかかっている額に対して、実質その受益者負担を求めますよといった場合に、若干そのクリアにかかっている部分が、利用料にかかってこないような計算式になるのかなというような気がしておりますが、そこらについては事務局、いかがお考えですか。どうぞ。

(三好係長) 基本的には、年間通しての事業で1年間もちろん利用されることを前提として、全体で押しなべて計算というところにつきましては、そうあるべきなのかなというように考えておまして、人件費以外の備品であったりとか消耗品のところは一度買ったらいつ使っても変わりませんので、変わって来るところという、先ほど申し上げた臨時職員への人件費の部分かなというところで、全体的にいうと、それほど大きく影響はしてこないのではないかとこのように考えています。

(福田会長) はい、わかりました。ありがとうございます。済みません、ほか委員いかがでしょう。だんだん時間の配分でいいますとそんなに余裕がなくなってきたかなというような気がしていますけれども、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(原田委員) いいですか。

(福田会長) はい、原田さんどうぞ。

(原田委員) 基本的に安定的な事業運営ということで、当然、財源というのはやっぱり必要だなと。こういう人たちがばかりではないということで基本的にはすごくわかります。今回、応分負担ということで、いわゆる区分けを大きくされたという、今、生活的に厳しい方には安くということですが、ちょっと今回、例えば上げるということになるという方向で今いってるかと思うんですけども、その理由として、とりあえず国の基準は2分の1だということで、ある意

味では、その 50%というのがある意味で当然であって云々というような話でいくのかですけれども、今、当然茨木市もできるだけ茨木市に住んできてほしいと。よそから来たら改修補助も出しますよとか、いろいろな意味で人件費も安くということで、そういう動きの中で、今回上げるときに、それだけじゃなくて、例えば指導員については任期付であり、より質の高い保育ができていたとか、何か上げるときにプラスして、例えば一人親は収入は同じであっても、やっぱり一人親というのは精神的には厳しい家庭かなあと。2人で400万稼いでいても、1人で400万稼いでいるやないかというても、なかなか厳しい条件で収入を得て、子育てをされているという方で行くと、一定に数字だけでいくのかなと。何かちょっと本当の生活のところを見て、もう少しそこら辺の配慮もちょっと入れるとか、それから今回上げる上で、これだけの例えば施設改良もしてきて、一定整い、すごくいい保育になってきている。で、当然安定的な事業運営をするために、今回これだけの値上げをお願いしたいというような、何かそういうことの売りという表現も変ですけども、何か当然、利用されている方は絶対必要ですから、それを機会にやめる方はおられないと思うんですけども、やはりどなたも気持ちよく続けるための何らかのという、そこら辺の何かお考えみたいなもの、今回階層を分けたことが一つはあれかなと思うのですが、何かそこら辺で。

(樫本委員) それにかかわって言ってもいいですか。

(福田会長) はい、関連してどうぞ。

(樫本委員) やはり、今、外部の学童保育ってありますよね、民間のほうも。やはり市でされているという意味では、安全で安心で充実した事業、これは金額が上がったとしても、やっぱりこの階層の、特に余裕のある方いうたらおかしいですけども、一定の方が望まれるのは、今、原田さんもおっしゃったように、安全で安心で充実した特色ある茨木市としての学童保育事業ということがとっても大事になってくると思うんです。分割で40人のクラスにして、充実した職員を入れて教材費も取りませんよ。こういう茨木スタイルですよというのは今、ご説明していただいてわかりました。

それ以外にも、これ全体で、もしふえるとしたら6,000万ぐらいの増になるわけですよ、歳入としては。もちろん事業費もいっぱいかかるし、必要なことだと思うんですけども、親が負担した分は、原田さんおっしゃったように、茨木市としてはどういうことの

売りを、特に幼稚園とか保育所、そういうところから学校へ上がってきたりしたときの子どもを見ながら続けるというところが、ちょっと見聞きしてたら、ここが一つの一番のクリアのどこ、1、2、3年生の子どもたち、それから4年生とか上がっていくときの親が勤めることが、どう保育所からのつながりの中でと思われる中で、やはり充実した、預けるだけじゃないものも求められているんですね。そういう意味では、どういうところを一つの事業として考え、歳入がどうしたところで考えられているのかというのは、きょうでなくてもいいですし、考えていただいて教えていただけたらと思います。

(福田会長) はい、ありがとうございます。2点あろうかと思います。

まず1点目ですね。説明を聞いていますと、50%の負担というところと合わせて額を上げていきますよというところ。それは、なぜ上がるかについては、新制度を踏まえて、今このタイミングになってくるんだという流れ、事務局のほうから説明があったと思いますけれども、市民の理解を得るということを考えた場合に、なぜ上げるんだというところについては、予定どおりなんですよということだけではなくて、学童保育のあり方も含めてセットで説明していったほうがいいのではないかというのが委員の意見かなというふうに思いますけれども、事務局いかがでしょうか、この理由につきまして。

はい、河井副市長、どうぞ。

(河井副市長) 6,000万円ということの中で、それで何かという論旨もあったかと思いますが、提案のところでも申し上げておりますが、平成26年ないし27年から整備に努めてきていて、前回の資料の5ページでございますが、分割改修のための改修費とか、それから指導員人件費という点につきましても、何千万単位で上がってきております。最初の説明で申し上げたのは、こういう改修が整ったので、それに見合う負担をお願いをしたいというのが本旨でございますので、上がった分をさらに何に使うかというのは、ちょっとこれは、それからいうとしんどいなという気はしております。

ただ、ご指摘いただいておりますが、評価もいただいているのかなとも思っておりますけれども、そういったところをさらにどうやって伸ばしていくのかという辺は、これからも検討して進めていく必要があると。また、それをどういうふうにご理解いただくのか、していただくのか。そういったところも進めていかなければならな

いと思っております。そういうところでお願いいたします。

(福田会長) はい、ありがとうございました。協議に上がった部分っていうのは、それを使うというのではないということですが、一方、茨木市の学童保育ですね、何が売るかというところについては、今後説明していきたいというふうな理解でよろしいですかね。

(河井副市長) はい。

(福田会長) はい、ありがとうございました。多分、上がっていくとき、改めて茨木市の学童保育が何を大事にしているのかとか、今後の方向性なども含めて市民の方に理解を得るべく、準備をしていくというのが必要なことかなというふうに思いますので、事務局、どうぞよろしくをお願いします。

まず、1点目、それでよろしいでしょうかね。

(井元副会長) 済みません。よろしいですか。

(福田会長) はい、今のに関連してですかね。

(井元副会長) はい、この1点目の。

(福田会長) はい、お願いします。

(井元副会長) お二人の委員の先生方と少し関連するんですけども、前回の資料なんですけど、この7ページのところで、5、6、7ですけど、これは課題だということで前回説明を受けたかと思います。対象学年の拡大、長期休業中のみの利用、おやつ取り扱いですね。今回上げることによって、ここら何か変わるとか、そういうことがあるのかなというのが先ほどの理由の中にも入ったのかもしれないんですけど、前回この6について示されているんですけど、先ほどの事務局の説明ですと、6はもうないんですというふうな説明だったので、そしたら前回資料に何で、ここはもう我々全然議論する予定がなく、ということになるんでしょうか。この5、6、7については、この審議会ではもう議論しないという理解でよろしいんでしょうか。その辺をちょっと、何を私たちはここで議論するのかなというというのがちょっとわからなくなりましたので、ちょっとご説明していただければと思います。

(福田会長) ちょっと済みません。今のはどっち。

(井元副会長) ですから前回資料で、対象学年の拡大、長期休業中のみの利用、おやつ取り扱いというのが。

(福田会長) 資料5の7ページ。

(井元副会長) ごめんなさい。前回資料5の7ページです。済みません。で、ただちょっと今までの説明の中でも、夏休み中のみの利用のほうは

ありませんというふうに説明なされたので、そしたらこれは一応課題に上がっているけれども、ここでは議論しないということなのかなということなんです。だから、その辺を済みません。

(福田会長) はい、ありがとうございます。事務局、どうぞ。

(幸地課長) 前回ご説明させていただきましたのは、茨木市が現在やっている学童保育事業につきまして、利用料とは離れた部分も含めて、現状と課題ということで考えているところをお示しさせていただいております。

今回、諮問案で利用料の改定ということでお示しをしているのは、現在の学童保育事業をやっております中での利用料をどうするかということでお示しをさせていただいておりますので。

(井元副会長) 済みません。そういう意味では、例えば対象学年を拡大するというのが樫本委員が今回上げるに当たって何か違うことを始めますよという中で、議論すべき、してもいいのかなと思ってたんですけども、そこはもう全然、今回、ここはもう示しただけなので議論はしないということで。だから、利用条件は、もう全く変わらずに、利用料のことだけをここでは議論するという理解でよろしいのでしょうか。

(幸地課長) 今、お示ししているのは、現状ということなんですけれども、もちろん前回ご説明させていただいたように、課題は課題として捉えておりますので、どうすれば6年生までの受け入れができるかということについては、利用料とは別に検討していく中で、それができるようになりましたら、もちろん6年生までも受け入れが可能になってくるかと思うんですけども、今回、お示ししているのは今のパーセンテージ、構成比率というところは、1年生から3年生のところでお示ししております。

(河井副市長) 済みません。ちょっと補足させていただきます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(河井副市長) 特にその長期休業中の議論についてですけれども、先ほどの議論につきましては、一定この利用料の月額において、まれにですけれども、府内で1市でしたですか、長期休業中のみ金額を変えている団体がございます。本市では、そういうことは検討しておりませんという意味でございまして、ここの6、「長期休業中のみの利用」に書かせていただいておりますのは、ふだんは子どもが帰ってくるまでに就労を終わってご自宅におられるんですけども、長期休業中は逆に、その時間帯、子どもがいてるわけですから、そういう長

期休業中のみ預かってほしいと、こういうニーズがありまして、これが課題となられておりますということを表示させていただいております。これについては、またご意見等をいただければありがたいという趣旨で書かせていただいております。

(福田会長) はい、ありがとうございます。さまざま課題ございますので、それについてご意見いただきつつ、最終的にはこの利用料ですね。ここの審議に絞るとというのがここの審議会での課題になろうかと思っておりますので、その点どうぞよろしくをお願いします。

それから、もうだんだん時間になってきておるんですけども、済みません、樫本委員からご指摘あったところを最後に議論させてもらいたいんですけども、一つありました個別の生活状況ですね。例えば一人親であるとか、そうではないとか、そういったところについて、利用料についての配慮がないのかというところでしたけれども、いかがでしょうか。

(幸地課長) はい。現在の区分とはちょっと異なるかとは思うんですけども、収入というところは、市民税が課税か非課税かということ、あとは均等割かどうかというところでしか区分をしてないんですけども、今回、一人親へ配慮ということにつきましては、少し検討もいたしました。ご提示する案には至っていないということでございます。

(福田会長) はい、ありがとうございます。そういう意味で言いますと、他市の状況としてはいかがでしょうか。そこら辺についての配慮のある市町もあるものなんでしょうか。はい、どうぞ。

(幸地課長) 今お示ししている案ですね、階層区分を設けているというところ自体が少ないと考えておまして、本市が調べる中で、非課税とか生活保護世帯については免除というところもあるんですけども、その免除もないというところもありますし、一人親の世帯について配慮をされている市は少数かなと思っています。ちょっと今、数字数えてないんですけども。

(福田会長) はい、ありがとうございます。

済みません。1つ目ですね、そろそろまとめに入っていきたいなと思っておりますけれども、なかなかきょうだけで全て審議ということは難しいかと思っておりますので、引き続き、どういった点についてかを絞って検討していきたいのでご意見があれば、委員の皆さんにお伺いしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

(原田委員) 済みません。いいでしょうか。

(福田会長) はい、原田さん。

(原田委員) 原田です。しつこいようですが、あくまで基本的にはきつと上がる。市長最初におっしゃいましたように、理論立ててこの数字を出してきているという最初のご挨拶がありましたように、いわゆる数的に言えばそういう考え方になるということだと思います。ただ、どうしても利用されている方のいろいろな生活ということを考えるときに、何らかの部分は一定何らかの、市長が政策的じゃないとおっしゃったから、逆に言えば、今ありましたように一人親とか、いろいろな、それから今は環境的に厳しいとか、それによって虐待が云々とか、いろいろな要素につながっているということでして、子育てしやすい茨木というような形でいくと、そこら辺は若干何らかの形ができないかなという、そういうことを何かいわば要望的なことを答申というかそんな感じで、淡々とそれで結構ですというんじゃない、そういうことはできないかなという、そんな思いはありません。

以上です。

(福田会長) はい、ありがとうございます。ほか、委員いかがでしょうか。よろしいですか。済みません。

そうしますと、幾つかまとめさせていただくと、基本的に1ページにまとめていただきました改定に至るプロセスについては、委員の皆さん、ご了解いただけたかというふうに思います。で、分割改修も進みましたよというところで、進んできてるんだというところもご理解いただけたかな。特にこの職員の配置が手厚くなっておるところだと思います。

やはりポイントになってくるのは、どうしても横並びで他市を見ますので、ほかのところと比べたときに、どうしても高くなるんじゃないかなというところを、どう読み込むかというところが一つの課題になってくるかと思いますので、できれば実質的な利用料というだけではなく、負担額ですよね。一体、学童保育を利用するのに他市の家庭では幾らぐらい負担しているのかなというのを踏まえながら、茨木ではこれ以外には徴収がないんだというところがありましたので、そこらで比較していくというところも検討したらどうかというふうに思います。

それから、茨木市は、延長については階層区分ごとに分ける、もしくは利用日数によって分けるということをしていないというふうに今回なっておりますけれども、延長は月額ですので、それなりの額に

なりますので、できれば利用日数ないしは階層区分によつての分割といひますか、そういったことが検討できないのか、一度事務局のほうで考えていただければありがたいというふうには思つております。あと、実際、今後事業費がふえてくるというところ、ご理解いただけたかなというふうに思ひます。

それから、今回、検討する時間がなかつたですけれども、最終的には、9ページですね。案のB-3を設ける場合、利用者負担のうち25%については、保育所等利用者負担同様に茨木市が負担するんだというところを、実質50%という考えた場合は1万円を超えてくるというところを、8,000円に抑えてはどうだという案ですけれども、次回、ここらについてももしっかり議論していきたいなというふうに思つております。また、その階層区分の分け方、どこで区切つていったらいいのかについても、A案といひますよりもやはりBに絞つた検討になつてこようかと思ひますけれども、こちらについてもじっくり見ていくということになろうかと思ひますので、済みません。少し時間過ぎましたので、また、次回の検討課題として、このようなところを絞つていただいて、ご意見いただきたいというふうに思ひますし、事務局も今、幾つかのポイントについて何か資料ございましたら、調べてまたご提示いただければというふうに思ひます。

済みません。1つ目については、とりあえずここまでということにさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは、2つ目について、事務局、説明のほうをお願ひいたします。

(中路課長代理) 保育幼稚園総務課の中路です。座らせて説明させていただきます。

まず、前回は説明させていただいた内容を確認させていただきたいと思ひます。

前回にお配りしました青いファイルの資料6、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、3ページをお開き願ひします。

このページで、まず、①公定価格とは、保育所等が児童1人を保育するのに必要な額で、国、府、市、保護者がそれぞれ負担する形になっています。その中に②国徴収基準額というものがあり、これは、国が政令で定める利用者負担額の上限額基準であり、市町村が保護者の利用者負担として定めることができる上限額のことです。本市においては、図のように、その一部を市が負担しています。

4ページをお開き願ひします。

上の図は、条例で定める保護者の負担割合を、下の図は平成28年度実績見込みの保護者の負担割合を示しています。②国徴収基準額のうち、上の図、条例では市の負担25%、保護者の負担75%としていますが、下の図、実態としましては、市の負担29.9%、保護者の負担70.1%となっており、5%程度の乖離がある状態となっています。

次に、5ページをお開き願います。

国徴収基準額と本市の利用者負担額の関係について、国徴収基準額には2つの基準額があります。1つは7ページ、別紙1にありますように、国が全国一律で定める利用者負担の上限額基準、もう1つは、8ページから11ページ、別紙2にありますように、施設の定員や加算項目によって変わる給付単価の限度額というものです。この2つを比較して、低いほうの額が、市町村が保護者の利用者負担として定めることができる上限額となります。

本市では、条例で、この利用者負担の上限額基準と、給付単価の限度額を比較して、低いほうの額に75%を乗じた額を利用者負担額と定めております。しかし、給付単価の限度額は、施設ごとに定員や加算項目などが異なることから、このまま75%を乗じて、利用者負担額を算出すると、同じ茨木市内の保育所でも異なる利用者負担額となってしまいます。そこで、5ページの下欄④本市の利用者負担額の設定についてのところになりますが、本市の保育所の利用者負担については、条例において③国徴収基準額の100分の75と定めるとともに、②給付単価については、規則で公定価格単価表の定員区分120人の給付単価を採用すると定めております。これは、定員規模にかかわらず、全ての施設において、同じ質の保育の提供が行われているとの観点から、利用者負担についても同じ負担となることが望ましいと考え、どの保育所に通っても市内同じ利用者負担額となるように設定しています。

15ページをお開き願います。

これは保育所等利用者負担額の負担割合の推移をあらわした表になります。この表の右端、⑫負担割合をご覧ください。これは国徴収基準額に対する保護者の負担割合を示したものになります。平成16年度から18年度は75%となっていますが、平成19年度からは70%程度で推移していることがわかります。

一方、市負担の推移ですが、下の段⑮負担割合をご覧ください。こちらは国徴収基準額に対する市負担割合を示したものになります。

平成 16 年度から 18 年度は 25%を少し割るぐらいで推移していますが、平成 19 年度からは 30%程度で推移していることがわかります。

次に、16 ページをお開き願います。

こちらについては、平成 27 年度と 28 年度の 2 年分しかありませんが、幼稚園は平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が始まり、保育所と同じ利用者負担額の考え方が導入されたため、2 年間の実績となっております

この表の右端⑫の保護者の負担割合をご覧願います。条例では保護者負担 75%と定めていますが、実態は 70%程度となっていることがわかります。次に、下の段⑬の負担割合をご覧願います。条例では市負担を 25%としておりますが、実態は 29%程度となっています。

以上のことから保育所、幼稚園ともに条例で定めている市負担と保護者負担の割合について、条例と実態が乖離している状況となっております。

ここまでの、前回ご説明いたしました内容となります。

では、ここからは、なぜ条例と実態に乖離が生じたのか、その乖離について主としてどう考えていくのかということの説明させていただきます。

では、本日の資料、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の適正化(案)についての 1 ページをご覧願います。

この表は、平成 28 年度の各歳児別の利用者負担額について、①国徴収基準額に対して、②現行の保護者負担額、③その負担割合をあらわしたものです。3 歳児の欄をご覧願います。③の負担割合を見てみますと、階層区分 B 2 市町村民税非課税世帯から、F 2 市町村民税所得割課税額 9 万 7,000 円以上 16 万 9,000 円未満までは 75%程度となっていますが、グレーで塗っている部分、階層区分 F 3 市町村民税所得割課税額 16 万 9,000 円以上 30 万 1,000 円未満から、階層区分 F 5 市町村民税所得割課税額 39 万 7,000 円以上は、それぞれ 60.4%、57.8%、58.7%となっており、条例上の 75%より低い値となっています。そのほか、1、2 歳児や 4 歳以上児においても、グレーで塗っている部分については、条例より低い値となっていることがわかります。

この理由については、これらグレーで塗っている部分の所得階層は、国徴収基準額が給付単価限度額のほうが上限額基準より低いことから、給付単価限度額を採用している階層であり、この給付単価限度額は、施設によって変わるものでありますが、本市では統一の

利用者負担額とするため、定員区分 120 人の基本分単価プラス所長設置加算を給付単価限度額として、本市の利用者負担額を算出しています。そのため、施設ごとの給付単価限度額と差が生じてしまうため、グレーで塗っている部分のように 75%となっていない状況となっております。後ほど、改正内容についてはご説明いたしますが、④改正案に体制すると、表の中の⑤負担割合のように 75%程度となります。

次に、2 ページをお開き願います。

こちらは、幼稚園の利用者負担について、歳児別、所得階層別に示した表になり、表の見方は、保育所と同じになります。こちらも、保育所と同様にグレーで塗っている部分が、給付単価限度額を採用している階層となっており、現行は 75%となっておりませんが、改正案では 75%程度となります。

それでは、改正案について、ご説明いたします。3 ページをお開き願います。

改正案では、保育所等利用者負担額算定時の「給付単価限度額」を 110 人定員保育所の基本単価プラス所長設置加算プラス 3 歳児配置改善加算プラス主任保育士専任加算プラス事務職員雇上費加算プラス冷暖房費加算としたいと考えております。

現行は 120 人定員保育所の基本単価プラス所長設置加算となっております。

改正案に改正した場合の効果につきましては、3 ページの表の②国徴収基準額に対する割合をご覧くださいますと、現行は 70.1%となっておりますが、改正後では 74.6%となります。このように、利用者負担額の算定の基礎となる給付単価限度額を見直すことにより、条例と実態との乖離が解消され、適正化することができます。

ここで、定員区分を 110 人とする理由ですが、4 ページをお開き願います。

まず現在、120 人定員区分を採用している理由ですが、表右部分、平成 20 年度の保育所の状況を見ますと、合計定員数では 120 人定員が最も多く、平均も 103 人であり、当時の定員区分で見ますと 120 人となることから、120 人定員区分を採用しております。

次に、表の左側部分、平成 29 年度の状況を見ますと、90 人と 120 人の定員区分が多く、平均は 108 人となっております。このことから、定員区分については 110 人とするのが最も適当であると考えております。

次に、加算項目の部分の見直しについてですが、5ページをお開き願います。

現行の加算項目については、所長設置加算のみとなっております。現在は、表にあります7つの加算項目のうち、6つについて100%実施していることから、実態と合わせる形に見直すものであります。

以上2点、つまり、給付単価限度額を120人定員区分プラス所長設置加算から、110人定員区分プラス所長設置加算プラス3歳児配置改善加算プラス主任保育士専任加算プラス事務職員雇上費加算プラス冷暖房費加算とすることにより、条例上75%、実質的にも平均75%となり、適正化できるものと考えております。

次に、6ページをお開き願います。

こちらは、幼稚園等の利用者負担額についてです。見直しの考え方については、保育所等と同じになりますが、現行は301人定員幼稚園の基本単価を、改正案では120人定員幼稚園の基本分単価プラス3歳児配置改善加算プラスチーム保育加配加算プラス給食実施加算プラス主幹教諭等専任加算プラス子育て支援活動費加算プラス冷暖房費加算に改めたいと考えております。

改正後の効果については、表の②国徴収基準額に対する割合が、現行70.6%から改正後は74.6%となります。

次に、定員区分301人以上から120人にする理由につきましては、現在の給付単価を設定した当時は、市内の幼稚園の定員の平均が301人以上であり、その当時は私立幼稚園がどの程度、新制度へ移行するか不明であったことから、全園が移行した場合を想定し、一番多い定員区分である301人以上としていました。

しかし、現状は私立幼稚園1園と公立幼稚園が移行したのみとなっており、実質的には7ページをご覧ください。これは、平成29年度の新制度へ移行していない幼稚園、表の中の表現で言いますと、確認を受けていない幼稚園を除く各施設の定員の状況の表になりますが、右下の平均をご覧くださいと、112人となっております。このことから、定員区分を120人とするものであります。なお、右側の表は新制度移行に関係なく市内私立幼稚園の定員の状況をあらわしております。

次に、8ページをお開き願います。

こちらは、幼稚園の加算項目の取得状況になりますが、こちらも定員のときと同じく、新制度開始時には加算の取得状況が不明であったことから、基本分単価のみとしておりました。しかし、現状は

12項目のうち7項目が加算取得となっていることから、保育所同様、実態に合わせた形に見直したいと考えております。

それでは次に、もう一度、前回お配りいたしました青いファイルの資料6の15ページをお開き願います。

この表の⑫国徴収基準額に対する保護者の負担、利用者負担割合をご覧願います。平成18年度までは75%程度で推移していましたが、平成19年度から21年度にかけて規則改正を行ったことから、負担割合が71.6%、65.6%、69.5%となっており、平成22年度からは70%前後で推移しています。

続いて、本日お配りしました資料9ページ、平成16年度から平成29年度利用者負担額基準表をご覧願います。

平成16年度から18年度までの階層区分等金額は同じとなっておりますが、平成19年度から21年度の間は、階層区分も含め見直しが行われていることがわかります。平成22年度からは現在と同じ考え方となっており、国の所得階層区分に合わせた区分となっております。

10ページ以降に1歳児以上の利用者負担額表を添付しておりますが、どの歳児においても同じような傾向が見られます。

それでは、最後に、北摂各市との比較について、ご説明いたします。本日の資料13ページ、北摂各市平成29年度利用者負担額基準表（保育標準時間認定）をご覧願います。

左から、所得階層区分、国の上限額基準、茨木市の現行の利用者負担額、改正案、他市の利用者負担額の順に並べており、13ページが0歳児、14ページが1、2歳児、15ページが3歳児、16ページが4、5歳児となっております。この表のうち、茨木市改正案の列のグレーで塗っている部分が、改正により利用者負担額が変更となる部分です。0歳児については変更はありませんが、1、2歳児ではF5階層が7万400円から7万5,400円に、3歳児ではF3からF5階層が3万3,000円から4万1,500円に、4、5歳児ではF2からF5階層が2万7,200円から3万1,000円となります。他市と比較しますと、特に3歳児、15ページになりますが、改正後では4万1,500円となりますが、これは3歳児のみにある加算項目3歳児配置改善加算が影響していることになっております。3歳児配置改善加算とは、国の定める保育士の配置基準は、子ども20人に対して保育士1人となっておりますが、子ども15人に対して保育士1人と手厚くした場合に加算される項目であり、平成29年度の各保育所等の状

況では全ての施設で実施しており、改正案の給付単価に含まれているため、改正後の利用者負担額が4万1,500円となっている状況でございます。

次に、幼稚園の北摂各市との比較ですが、17ページ、北摂各市平成29年度利用者負担額基準表(教育標準時間認定)をご覧ください。

表の見方につきましては、保育所等と同じになります。幼稚園については、3歳児は変更はありませんが、18ページ4、5歳児につきましては市民税所得割額21万1,201円以上の区分で1万6,600円から1万9,200円と変更になります。

以上で、説明を終わります。

(福田会長) はい、事務局、どうもありがとうございました。大事な説明だったと思いますけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。

まずは、ただいまの説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

はい。よろしいでしょうかね。事実の確認部分につきまして。

それでは、審議に入っていきたいと思います。

これまでの事務局の説明を踏まえまして、どうぞご審議いただきたいということでございますけれども、こちらのほうも基準を見直して一部負担額が上がりますよというご提案ということになるろうかと思っておりますけれども、委員の皆さんいかがでしょうか。

はい、井元さん、どうぞ。

(井元副会長) きょういただきました資料の13ページ以降なんですが、北摂各市との比較ということで金額を見せていただいております。

本市がこのような額になるというのは今詳しくご説明いただいたので、ふんふんと思って伺ってたんですけれども、他市が茨木市よりも例えば安い保育料でいけてるっていうのは、そこはどういう違いからこの金額の差が出ているというふうに理解したらよろしいのでしょうか。

(福田会長) はい、ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。

ここの1つ目を伺っておりますと、保育の利用料についての基準というものがあって、それをどう進めていくのかというのを順を追っていくと、どこも一緒になってくるのかな。もしくは、大体似通ってくるのかなというところですけど、まあ見てみると結構ばらつきがあるというのは、どこに理由があるのかというご質問かと思っておりますけれどもいかがでしょうか。

(西川次長) 北摂各市の利用者負担額の考え方なんですけれども、市町村が

国の上限内で設定ができるという形になっていますので、それぞれの調査から、細かい設定の考え方ということまでは確認はできておりません。

細かいところは確認できていないんですが、A市の考え方については、本市と同じように国基準額の75%程度と聞いております。ただ、実質的な負担状況については、本市は70.1%ですが、A市は67.9%と聞いております。それと本市と同じ75%の考え方で利用者負担額がその市と比べると差が生じている部分については、本市とちがい、平均75%となるような設定と聞いており、階層区分についても国基準ではなく変えられております。15ページ3歳児を見ていただくと、本市の場合にはF5階層は3万3,000円のところA市3万7,000円となっていますが、この辺の割合についてどうされているかについては、ちょっとわかりません。

A市以外については、B市は70%平均で考えておられ、C市も70%と聞いていますが詳細については確認できておりません。あと、B市の国徴収基準額に対する割合は68.9%というふうに聞いています。

よって、各市の利用者負担割合の考え方は、バラバラで差が生じているというのが、現状です。

(福田会長) はい、ありがとうございます。なかなか今回、計算式が細かいところがありますので、どう読むのかなっていう、読み込むところからさらに苦勞するなというところはあろうかと思えますけども、今の話を伺うと市町村ごとにどこに基準を設けてくるのかというのが違うということなんですね。なので、そういう意味で言うと、茨木市は75%というところを1つ基準に置いて、そこに合わせるべく今回改正を目指すというところなわけですけども、他市が国の示している75%ではなく、ほかの基準を設けているところですね。そこが一体何なのかなというのがわかると、うちは75%なのでそこに持っていくんだよというところについての説得力が増すところはあるかなというふうな気がしております。

はい、ほかいかがでしょうか。

(樫本委員) 時間ももったいないので、すいません。

(福田会長) はい、樫本さん、どうぞ。

(樫本委員) 今の15ページのところなんですけれども、3歳児のところ75%にしたときにF3、F4、F5については3万3,000円から4万1,500円ということで、一番大幅な増の8,500円ということですけども、それで私がちょっと聞き取りが間違ってたら教えてください。

20人に1人が15人に1人になるんだよということでお聞きしたんですけども、それなら私としては、やはりこれはもう本当に第一印象でインパクトがあったんですけど、5人以下の子どもの保育数が減るということは、子どもにとっても、とても充実されてるし、先生の労働条件にとっても、すごく長い長期的に1年間見てすごく改善されるものなら、保護者負担は大変だけれども実質的にこの75%ありきなんじゃないかなというふうに感じました。ちょっと取り方が間違えてたら、また訂正して教えてください。

(福田会長) はい、ありがとうございます。ほぼ今の理解でよろしいですかね。今の現行でいきますと、20人に1人で計算していわゆる安くなってるわけで、実質的には15人に1人、実際今かかっておると。そこを計算式に入れて計算すると、そのかかっている分だけ上がってきますよ。で、それがとりわけF3、F4、F5のところにかかってくるというふうな理解でいいですか。

(西川次長) 3歳児についての保育士の配置体制ですけれども、今、委員おっしゃったように、3歳児の基本の配置基準では20対1、子ども20人に対して保育士が1人という基準になっており、これが公定価格の給付単価に含まれております。

それが平成27年度の新制度から新たに3歳児配置改善加算という加算項目ができて、新制度において質の向上を目的に追加されたものです。3歳児については、20対1のところを、15対1で保育士配置をされた場合は加算を付けますよということではじめたものでして、5ページ、先ほどの説明もさせていただきましたが、平成28年度のときは97%という申請状況でしたけれども、今年度からは100%の施設でこの加算項目を申請されているというところですので、これを反映させますと先ほど言いました額のほうになるということでございます。質の向上の部分が図られた結果になっているということでございます。

(福田会長) じゃあ、すいません。今の話でいきますと、加算が付いて100%になったのはいつでしたか。

(西川次長) 平成29年度からです。

(福田会長) 今年度から100%になった。それまでは100%じゃなかったという理解でいいんですか。

(西川次長) 5ページをご覧いただきたいのですが、上から3つ目に3歳児配置改善加算については平成28年度は37施設中、36施設で97%の申請でしたけれども、今年度から100%になっているという状況でございます。

います。

(福田会長) ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。よろしいですかね。

はい、それでは幾つか私のほうからいいですかね。

先ほど、多分原田委員が一個前の議論のときにお示しした質問と同じなんですけども、こちら具体的な今後のスケジューリングどうなってるのかな、どうなっていくのかというところを事務局から説明していただければというふうに思います。

(西川次長) 保育所等利用者負担額について審議会でご審議いただくスケジュールにつきましては、先ほどの学童保育室利用料と同じスケジュールになってまいります。

ですので、学童保育室利用料同様、こちら答申いただいた内容を踏まえまして、市のほうで検討させていただき、必要となれば議会に提案をさせていただきたいと考えております。

なお、今回審議いただいている保育所等の利用者負担額については、規則で定めている内容のところになりますので、市にいただいた答申内容を踏まえてどのように今後対応していくか、まず検討させていただくという形になります。

(河井副市長) 議会の件でございますが、学童保育室の利用料のほうは条例で定まっておりますので、改定については条例改正、つまり議会の議決が必要でございます。

保育料のほうは、条例で既に75%と決まっておりますので、詳細、規則の部分で120人定員とかそういうふうにはなっておりますものですから、改定できていると。それを条例で定まっている75%に適正化するためには、規則改正等が必要ですのでということでございまして、これを議案として議会の議決を得るという手続にはなっていないのでございますけれども、一定、これは議会にもご説明をしてご理解をいただく必要があると考えております。

(福田会長) はい、わかりました。ありがとうございます。

今、それぞれの根拠となる条例、規則等がどのレベルなのかという説明がありました。それとも少し関連してくるかと思っておりますけども、今回はこちらの案件でいいますと、どこに基準を持ってくるかによってパーセンテージが変わってくるということがわかるかと思っております。そういった場合、今後の保育所ないしは幼稚園等の施設計画のあり方によって、また、どこを基準にすべきかなというところが年々変わっていく区分というのがきつと出てこようかと思っております。

が、そうなった場合に、前回変わったときにどういうプロセスで、今回審議会でも一定もんでいこうということになりますけれども、何かこの基準を変えているときに毎回このような会を持つのか、ある程度どこかで今後どう見直していくのかなという。今回出した結論がずっと続くという形に多分ならないような仕組みになってますので、そこらについては事務局はいかがお考えですか。

(西川次長) 今後の見直し等についてですけれども、今回のように審議会でも審議、ご意見を頂戴するという形をとらせていただき、必要に応じて反映させていただくという方法になろうかと思っております。

今回の改正案で示させていただいたような、定員の平均であったり、加算申請が100%になるなど、実態と乖離が生じたり、その結果、国徴収基準額の割合が75%からまた乖離するというような状況等になりましたら、当然、見直しについて検討する必要があると考えています。ただ、そのタイミングですけれども、現在、こども育成支援会議というものがあります。新制度で設置が義務付けられているものですが、子ども育成支援にかかわるところの部分についてご意見等をいただくという会議がございますので、その中で負担割合等がどういう状況になっているかというのは、決算等もございますので、ご報告をさせていただいて、そこで乖離がまた生じるような、現状とずれが生じるというようなことになりましたら、審議会等を設置させていただき検討していくことになるかと、現在のところは、このように考えておるところでございます。

(福田会長) はい、わかりました。ありがとうございます。

はい、ほかいかがでしょうか。よろしいですか。今井委員、どうぞ。

(今井委員) 質問があります。学童保育の利用料とかと大きく違うこの保育園とか幼稚園の場合は、一番大きく違うなって感じるころは、うちも保育園の子どもがいるのでわかりますけれども、公立と私立の違いっていうのをやはり私たち利用者からすると、やっぱりすごくそこを注目してるところもあります。

今の現状、働いてるわけなので、私立でも公立でも、とにかくどこでもいいから入れたいっていうのが率直な思いがありますけれども、でもその中で、こういった保育料が一律の中でも、いろんな特色がやはりそれぞれあるわけですね。今回そうやっていろんな事情があって、今度改定しますよってなったときに、より一層市民のついていか、利用者からすると厳しい面も出てくると思います。

具体的には、公立と私立の保育内容の差っていうのがすごく出てくるのではないかと。今でもそうですけども、いろんなご家庭の考えによって、やはり私立がいいっていうお母さんもいれば、公立がいいっていうお母さんもいれば、私立のほうがやっぱり園の特色っていうのがすごく出てくるので、その園の方針っていうのでは、すごくそれを見て、保育料っていうのもあるけれども、でも特色っていうのがあるのでっていうところに入れられる方と、いやいや、もう保育料がこうだからっていうところに入れられる方、いろんな思いがあると思うんです。なので、そういったところで質が、すごくいろんなところで保育の内容が変わってくるので、公立と私立のっていうので、そもそもこの時代というか、今後も一緒にしていっても本当に実際いいのだろうかとか。例えば、私立は私立でこうやっていくことによって、どんどんどんどん私立内での競争というか、こちらの園はこうだけど、こちらの園はこうだよっていうところもどんどん出てくると思います。今後、より一層そういうところが厳しくなってくるのかなっていうところも考えるとなると、保育料とは別に、プラスアルファでかかってくる費用っていうのがどうしても出てくると思うので、普通は見えないんですけども、実際入ってみて、もしくは入園が決まったっていうときになったときに、いろんな諸費用はどんどん出てきます。それはもう私立だから仕方がないよねっていう一言で片づけられる問題ではなくなってくるんじゃないかなっていうふうに思うところもあるので、保育料がこうやって上がってくるっていうことになってくると、それに付随するものは本当に上がりませんか、どうですかと。もちろん私立だから、例えばうちは制服があるから当然制服だって、それはわかるんですけど、でもやっぱりそういったところもトータル的に見て、そういった意味でちょっと土俵を同じにするのはちょっと難しいところもあるんじゃないかなっていうのは、私たち母親からすると、そういうふうに感じているところもあるので、今後のそういう市として持っていく方、その中には全国の中では、もう私立は完全に私立なので、うちはもう独自にこの方針に従って、これで園の方針で保育料も園の方針で、もう私立なんでね。なので、もうそれに賛同していただけない方はもう結構ですっていうふうになってる市町村も中にはあるので、そういった中で、茨木市としてそういった保育料を私立と公立とを今一緒にしてるのでね。そういったところを今後はどういうふう考えられていくかっていうところも注目すべきところなの

ではないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

(西川次長) 公私の保育所の差の部分というところと、あと特に実費徴収であつたり上乗せ徴収の部分だつたと思います。

まず、実費徴収、上乗せ徴収については、前回資料6の2ページのところ課題のところでも申し上げています。今回は、保育所等の保育料、利用者負担だけご意見をいただくだけではなく、また、実費徴収等の部分についてもご意見いただきたいと考えております。

ただ、その設定については、そのときにも説明させていただきましたけれども、基本的に延長保育も含めてですけれども、施設のほうで設定できるものでもございますので、ただ、今おっしゃっていただいたように今待機児童が発生している状況の中で、実費等について理解して選ばれるのであればいいですが、そういう状況になつてないというところも課題ということは十分認識しておりますので、今回、審議会の中で先ほど出たご意見についても改めていただきたいとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、あと保育所等利用者負担額等の公私間格差についてですが、本市は、大きい施設、小さい施設、公立、私立に関係なく同じ保育料で同じ基本の保育の提供を受けていただくということとしていることから、当然このままでさせていただきたいと。同じような考え方で続けたいと考えております。

公定価格についても基本的には国で定めた保育について提供することになっています。そして、私立で公定価格を超えてしている部分については、別に運営補助金という形で負担させていただいてますので、私立であっても基本、公立と同じもの、公立が提供しているサービスの部分公定価格を超えた部分については付けさせていただいており、公私間の差はないものと考えています。さらに私立では独自の部分を加えてされてるという状況ですので、その部分については特色あることをされてるというところですので、その部分についてはちょっと今回この中では触れられないところがあるとは思いますが、基本の最低基準の部分と茨木市が必要と考えてる部分については公立も私立も同じレベルで提供できているというふうには考えております。

(今井委員) もう1点だけ、すいません。

民営化がどんどん進んでいる中で、公立のがどんどんどんどん減つていってしまうと、今後どういうふうになっていくのかというところを心配されるような保護者の方というか、利用者の方から

すると、そういう率直な意見も出てくると思うんですけども、そういったところについては、まあちょっと利用料とは違う話にはなってきますけれども、ただ、それが茨木市として方向性がそういう形でどんどん進んでいくのであれば、そういうことも将来やっぱりそういうところも見据えた上での保育料っていうのをちょっと算出というか設定をしていかないといけないんじゃないかなというところも出てくると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

(福田会長) はい、すいません。ちょっとよろしいですかね。

時間もございますので。

(今井委員) そうですね。すいません。

(福田会長) 途中になりますけども、一旦区切らせていただきたいというふうに思います。

といいますのは、一定ですね、この利用者負担額の適正化につきまして資料3で説明していただきました今後の方向性といいますよ、75%を目指して改定していくぞというところについては、一定理解いただいている部分になってくるのかなというふうに思う。

ただ、75%にするということになると、具体的に幾つか利用料が上がってくるということになってきますので、そういうことを考えた場合、今、今井委員が幾つかご意見していただいたように、保育、教育を取り巻く茨木市の状況というんでしょうか、そういったことも含めて検討していく必要があるのかなと。それは最初のほうに出ました、これいつ上がるんだというところにもかかわってくるかと思えますけども、次回そこらも含めて引き続きご検討いただきたいというふうに思います。

また、かなりきょう細かく、前回に引き続きまして計算式ですよね、どういった利用料になっていくプロセスがどこにあるのかっていうのを我々も一緒に勉強していくというようなところもありましたので、そこら辺の理解も踏まえて、次回議論を深めていただくという形で一旦ちょっと切らせていただきますけども、時間も来ましたので、ここまでというふうにさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

すみません、それでは今後のスケジュールについて、事務局よりお願いいたします。

(中路課長代理) それでは、今後のスケジュールについて申し上げます。

資料の中でも一部説明がありましたが、審議会については、平成29年11月7日火曜日9時30分から第3回審議会、11月21日火曜

日午後6時30分から第4回審議会、5回目につきましては詳細は決まっておりますが、12月中旬から翌年、平成30年1月中旬に開催を予定しております。

続きまして、会議録について申し上げます。

本日の会議録につきましては、速やかに作成し、後日委員の皆様にお送りさせていただきたいと考えております。また、第1回審議会冒頭でご承認いただきましたとおり、情報ルームにおきまして一般公開するとともに保育幼稚園総務課のホームページにおきましても掲載してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(福田会長) はい。ありがとうございます。

すいません、時間過ぎてしまいました。

以上をもちまして、第2回の審議会閉会といたします。どうもありがとうございました。